

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
泉消防署	消防吏員	40代	戒告

2 事案の概要

被処分者は、令和6年10月6日（日）、救急活動中に知り得た傷病者及びその家族に関する情報を業務中に第三者へ伝え、個人情報を漏えいさせました。

3 管理監督者処分

課長級1名、係長級1名【厳重注意】

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。
公務員としてあってはならない行為であり、再発防止に向けて全力で取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課 人材育成・監察担当 Tel 045-334-6404